政令

復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十三号

復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第四条第二項第三号イ及びロの規定に基づき、この政令を制定する。

復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「以下この条」を「第二号及び次条第二十五号」に、「事業であって、」を「事業（」に改め、「係るもの」の下に「を除く。）」を加え、同条各号を次のように改める。

一　全国的に実施する防災に関する施策に係る事業

二　前号に掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に関する事業のうち内閣総理大臣が定めるもの

第二条中「次に掲げるもの」の下に「に係るもの」を加え、同条各号を次のように改める。

一　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等

二　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第七条に規定する消防の用に供する施設の復旧（内閣総理大臣が定めるものに限る。）

三　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十五条第一項（同法第八十三条、第百十八条、第百二十条、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項において準用する場合を含む。）、第七十四条第一項、第七十七条第一項（同法第九十一条において準用する場合を含む。）、第八十七条第一項、第九十九条第四項、第百四十一条第三項、第百四十六条及び第百五十二条の規定による国の補助

四　私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）第七条の規定による国の補助

五　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三条第一項第一号に掲げる施設の災害復旧事業

六　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業

七　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第十七条第一項に規定する特定漁港漁場整備事業

八　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第百六十九号）第二条第六項に規定する災害復旧事業

九　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百九十三条に規定する造林及び地域森林計画に定める林道の開設又は拡張

十　海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設及び改良

十一　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第三条第一項第一号及び第二号に掲げる事業

十二　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第五条第一項に規定する災害関連事業

十三　独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）附則第八条第一項に規定する事業

十四　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第百五十八条第二項に規定する国有林野事業

十五　特別会計に関する法律第百五十八条第四項に規定する治山事業

十六　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）第五条第二項第二号に規定する事業

十七　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三条第一項第七号に掲げる施設の災害復旧事業

十八　東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（平成二十三年法律第四十三号）第二条第一項に規定する除塩

十九　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路の管理（第十一号に掲げる事業であるものを除く。）

二十　特別会計に関する法律第百九十八条第二項各号に掲げる事業（第十一号に掲げる事業であるものを除く。）

二十一　特別会計に関する法律第百九十八条第四項に規定する港湾整備事業及び同項第一号に規定する港湾施設の建設等であって、港湾管理者が施行するもの

二十二　特別会計に関する法律第百九十八条第五項に規定する空港整備事業

二十三　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二条第六号に規定する公園事業

二十四　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三条第一項第六号に掲げる施設の災害復旧事業

二十五　前各号に掲げるもののほか、東日本大震災からの復興に関する事業のうち内閣総理大臣が定めるもの

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年二月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

○厚生労働省令第十四号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条第一項、第四十四条第一項、第四十五条第二号及び第三号、第四十九条並びに第五十一条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

政令第三十四号

職業能力開発促進法施行令の一部を改正する政令

内閣は、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「木工機械整備」を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○文部科学省厚生労働省令第一号

保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第十一条の規定に基づき、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月十四日

文部科学大臣　下村　博文

厚生労働大臣　田村　憲久

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表三の三の備考第一号中「（平成十一年文部省告示第五十八号）」を「（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久